

賛成の議決権数への加算が一般的取扱いも……

株主総会議長が拍手せず、採決時の議案への賛否は？

東証1部上場のJPホールディングスの臨時株主総会における議決権行使の取扱いに違法行為があったとして、同社の筆頭株主（原告）が同社の元代表取締役（被告）に対して損害賠償を求めていた事件で、東京地方裁判所（坂田大吾裁判官）は令和2年3月11日、原告の請求をすべて斥ける判決を下した。同事件では、議案に賛成する株主に拍手を求める方法によって行われた採決の際に、株主総会の議長を務める原告代表者が拍手をしなかったため、被告が賛否未確認と扱ったことが違法行為に当たるか争われていた。東京地裁は、株主総会の実務上、議長は拍手をしなくても賛成の議決権数に加算するのが一般的な取扱いであるとしたが、本件では、原告代表者は株主総会閉会後まで議案に賛成する意思を対外的に表明していなかったほか、原告の議決権行使の結果を賛成の議決権数に算入しても議案の可決には達しなかったことから、被告による意思決定が違法性を有する行為に当たるとまでは認め難いとの判断を示した。

議長は議案賛成の拍手せず、会社は賛否未確認として処理

本件は、平成30年3月23日に開催されたJPホールディングスの臨時株主総会において、被告を同社の取締役から解任する議案に賛成する株主に拍手を求める方法によって行われた採決の際に、被告が賛否未確認と扱ったことが違法行為に当たるか争われたものだ。

事件の舞台となった臨時株主総会では、同社の当時の代表取締役であった被告を取締役から解任する議案が株主提案されていた。最初は被告が議長となり総会の議事が進められたが、出席株主から解任対象となっている被

告が議長を務めることは相当でないとして議長の交代を求める動議が提出され、原告代表者が議長になった。採決では、原告代表者が議案に賛成する株主に拍手を求めたが、議長を務めていた原告代表者は採決の際に拍手をしなかった。採決では、賛成が3分の2に達しなかったため、本件議案は否決された。

原告は、事前に議決権行使をしていることから、あえて同一内容の議決権行使を再度する必要はないとの判断から拍手をしなかったなどと主張していた（表参照）。

結果的に賛成議案は可決されず、違法性を有するとまでは言えず

裁判所は、株主総会の実務上、拍手をもって採決をする場合、議長や役員は拍手をしなくても賛成の議決権数に加算するのが一般的な取扱いであるとされていることを考慮して

も、本件においては①原告代表者は、株主総会開会後閉会に至るまで議案に賛成する意思を対外的に表明しておらず、採決の際に拍手もしていないところ、当該行為を法的にどの

【表】 当事者の主張（被告が原告の議決権行使の結果を賛否未確認と扱ったことの違法性）

原告（株主）	被告（会社の元代表取締役）
<ul style="list-style-type: none"> 採決に際して原告代表者がした拍手をしないという挙動の客観的意味を基準にして判断したとしても、原告は事前の議決権行使をしており、また、本件株主総会の会場への入場の際に本件議案に賛成する旨を記載した議決権行使書面を本件会社に提出しており、その賛成という判断は現在も変わらないため、あえて同一内容の議決権行使を再度する必要はないとの判断から拍手をしなかったものと解釈することができる。 原告代表者は、株主総会の議長を務めており、①議場の秩序維持、議事進行の整理あるいは採決結果の集計・確認といった議長としての職務に集中しなければならないこと、②拍手により議案への賛意を明確にすると出席株主から議長としての公正性・中立性に疑念を抱かれるおそれがあったことからすれば、たとえ本件議案に賛成である場合であっても、議長席で拍手をすることは現実的に行い難い。 	<ul style="list-style-type: none"> 原告代表者は、株主総会において、議長としての採決の方法について議案に賛成する株主については拍手によるものと宣明した上で、自らは採決の際に拍手をしなかったのであるから、本件議案に賛成したものと取り扱うことはできず、賛否不明とした本件会社の取扱いには何ら問題もなく、被告が原告の議決権行使を妨げた事実はない。 議場の秩序維持や議事進行のために拍手ができないというものではないし、採決結果の集計は、本件会社の従業員において行われることが予定されていたのであるから、議長であったとしても拍手という動作をすることは極めて容易であった。 原告代表者は、株主総会の議場において議長に選任された者であり、採決に当たって議決権を有していることは他の出席株主も当然理解しているところであるし、本件株主総会の過程において他の出席株主から原告代表者の議事進行に対して公正性・中立性が疑われるといった懸念が出された事実はないから、原告代表者が一株主として議決権を行使することについて、他の株主から公正性・中立性を疑われるような状況になかったことは明らかである。

ように評価するかは解釈が分かれ得る問題であること、②被告は、本件会社の顧問弁護士の見解に基づいて本件意思決定を行っていること、③仮に、原告の議決権行使の結果を賛成の議決権数に算入したとしても、本件議案に賛成した株主の議決権の割合は、約60%にとどまり、出席株主の議決権の3分の2以上という本件議案の可決のための特別多数には達していないと指摘。裁判所は、被告による意思決定が民法709条の不法行為責任を基礎付けるほどの違法性を有する行為又は会社法429条1項の「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」に当たるとまでは認め難いとの判断を示し、原告の損害賠償責任を求める請求を棄却した。

事前の議決権行使は総会出席時点で無効

なお、原告は事前に議決権行使及び議決権

行使書面の提出をしており、いずれも議案に賛成する内容であったことを理由として、採決に際して原告代表者が拍手をしなかったことは客観的にみても本件議案に賛成するものと解釈されるべきであると主張するが、裁判所は、電子投票制度及び書面投票制度はいずれも「株主総会に出席しない株主」（会社法298条1項3号、4号）が議決権を行使することができる制度であるから、事前の議決権行使及び議決権行使書面は、原告代表者が本件株主総会に出席した時点で無効となると解される上、原告代表者が株主総会における審議や質疑応答を経て最終的に議案に反対する立場に転じる可能性もあるから、事前の議決権行使及び議決権行使書面の内容から採決に際して拍手をしなかったことをもって議案に賛成すると解釈することはできないとした。